

3 環境との調和と地域の発展

資源循環工場では、産業の集積を図りながら、高い環境配慮の施策を講じることにより、環境と調和した施設運営を行っていくこととしています。

また、地域の産業やコミュニティーの振興に寄与することで、地域の活性化と地域における循環型社会の構築に繋げていくことを目指しています。

(1) 周辺環境への配慮

資源循環工場では、募集段階から、法令の規制より厳しい基準を設定するとともに、環境配慮への取り組みを事業者の選定基準としました。

施設整備の段階では、個別の事業者がそれぞれ行うことも可能な環境影響評価を、循環工場全体で一つとして行い、より環境への影響を考慮することとしました。

施設の操業にあたっては、運営協定によって施設毎に排出基準などを定め、事業者自らが環境測定を行うことに加え、県が全体の環境影響を監視するため定期的な周辺環境の測定を行っています。

また、住民監視員組織を受け入れ、住民の視点から、施設の操業を監視し、より安心・安全な施設運営を図っています。

ア 環境に配慮した施設整備と運営

資源循環工場の整備・運営にあたっては、環境への負荷を抑えるための様々な取組を講じています。

施設整備においては、各施設で緑地率30%以上の確保に努め、周囲との調和を図ることとしています。またサーマルリサイクル施設の排出ガスの濃度について、ダイオキシン類については、産業廃棄物処理施設では、全国初の0.01ナノグラム規制など、法令を上回る厳しい数値設定をしています。

また、工場排水のクローズドシステムを採用するなど、環境負荷の低減を図っています。

各施設の運営においても、ISO14001の取得に努めることとしており、現まで2社が取得しています。

また周辺の交通事情を考慮し、搬入車両の進入路を制限するなど、混雑緩和に努めています。

各事業者は、それぞれ環境に配慮した運営に努めており、エコアップ宣言や、グリーン購入の推進など、環境への負荷の低減に努めています。

〔環境影響評価〕

環境影響評価については、『基盤整備（工場団地の造成と公園緑地の整備）に係る環境影響評価』と『廃棄物処理施設建設に係る環境影響評価』との二つの環境影響評価を実施しています。

『基盤整備に係る環境影響評価』については、基本構想の策定や立地企業の募集を行う平成13年度に計画書を作成し、平成14年度の準備書の手続